

島根県警察本部告示 島免第3086号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について、公開による聴聞を次のとおり行うので、同法第104条の2第2項の規定により告示する。

令和8年8月17日

島根県警察本部長 中村 振一郎



- 1 聴聞の期日 令和8年9月2日 午前10時00分
- 2 聴聞の場所 松江市打出町250番地1
島根県警察本部交通部運転免許課